

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容
1	令和7年6月23日	現供給者を教えてください。(切替時に必要となります。) 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。	現供給者はコスモエネルギーソリューションズ株式会社です。 また、最終保障契約ではありません。
2		初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。	切替をする施設はありません。 自動検針装置(スマートメーター)が設置されています。
3		現在の計量日を教えてください。	
4		現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	毎月1日です。
5		計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。 (例:使用期間が3/1~3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	問題ありません。
6		蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ありません。
7		入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など)。 ① 基本料金小計 ② 電力量料金小計 ③ 年間の合計金額	①②端数処理方法に指定はありません。小数点第2位(円及び銭単位)まで記載してください。 ③円未満を切り捨てて、円単位で記載してください。
8		仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力を超えて使用した場合は、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	承知しました。そのとおり【契約書第7条】で予定しています。
9		仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてくださいませでしょうか。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただけます。 なお、変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただけますがよろしいでしょうか。	仕様書の契約電力と現在の契約電力は同じです。
10		弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	問題ありません。これに、再生可能エネルギー発電促進賦課金の円未満を切り捨てた値を合計してください。【契約書第11条第3項】
11		1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 (例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただけます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	複数で分担して支払うことはありません。(本市からは一括で支払い、売店等の電気代は本市が売店から徴収します。)

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容
12		<p>燃料費等調整額の適用について、以下①と②に相違が見受けられましたため、正しい方の情報をご教示下さい。</p> <p>① 契約書(案)第11条2(2)について、『力率の変動、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整、その他の要因(当該地域における電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定める託送条件等)による電気料金の調整額』と記載がございますため、燃料費等調整額については、北海道管内の一般送配電事業者である「北海道電力ネットワーク株式会社」が定める約款を適用する場合の、約款名を教えてください。(例:最終保障供給約款)</p> <p>② 契約書(案)単価一覧の注3について、『電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。』と記載がございますため、燃料費等調整額については、北海道管内のみなし小売事業者である「北海道電力株式会社」が定める「電力契約標準約款(高圧)」を適用することとなりますでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第11条2(2)の各料金は、以下のとおり単価一覧の注記と関連しています。</p> <p>ア 「力率の変動」は、単価一覧注2に記載があり、固定した算式を用います。</p> <p>イ 「燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整」は、単価一覧の注3に記載があり、みなし小売電気事業者(北海道電力)が用いる方法を準用するため「電力契約標準約款(高圧)」の算式を適用します。</p> <p>ウ 「その他の要因(当該地域における電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定める託送条件等)」の下線部は「その他の要因」の例示であり、具体的な約款を指すものではありません。このため、一般送配電事業者の託送条件に限定しておらず、さらに、標準約款内外を問わず料金に反映させるものです。例えば激変緩和対策事業は「その他の要因」に該当します。</p>
13		<p>上記の質問12で①北海道管内の一般送配電事業者である「北海道電力ネットワーク株式会社」が定める約款を適用すると回答いただいた場合、同社が最終保障供給約款において適用している「市場価格調整」(燃料費等調整とは別に設定されているものです。)については、弊社落札となった場合は、その適用ができませんがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>このため、燃料費調整額は北海道電力(株)の電力契約標準約款(高圧)を適用することとなり、質問②が正しいとなります。</p>
14		<p>弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、上記の質問12でご指定いただいた約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇、〇〇円)を固定するお願いではありません。</p>	<p>算定諸元が記載されている「電力契約標準約款(高圧)」が改訂された場合は、改定後を採用すると考えております。算定諸元の変更によって契約条件が著しく不適当となった場合は、契約書第12条に基づき、協議のうえ契約の全部又は一部を変更することができますので、単価を含めた協議が可能です。</p>
15		<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	
16		<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>協議のうえ契約の変更が可能です。【契約書第12条】</p>
17		<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>協議に応じることができます。【契約書第21条第2項】</p>

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容
18		仕様書2(10)オについて、「再生可能エネルギー電気の確認資料について、別紙特定電源割当証明書を半期ごとに1回、できるだけ速やかに発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙特定電源割当証明書提出後に受注者との協議により定めた期間内に提出すること。」とありますが、提出は年度毎となり、年度終了後7月末までに、二度に分けての提出となりますがご了承くださいませでしょうか。 1回目：R8年7月末までの提出 2回目：R9年7月末までの提出	問題ありません。なお、特定電源割当証明書と証書を同時に提出する必要はなく、証明書が先に用意できた場合は、すみやかな提出にご協力ください。
19		仕様書3に供給する電気の電力構成について記載がございますが、弊社は、主にLNG発電所等の電気に非FIT非化石証書(再エネ指定)またはFIT非化石証書を組み合わせた、実質再生可能エネルギーの提供となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
20		契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ありません。
21		電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したのものとして後日料金を精算することは可能ですか。	発注者による契約の解除については【契約書第14条】に規定しており、ご提示の精算方法が受注者に及ぼした損害の範囲であれば、同条第6項に基づき損害賠償を行います。
22		契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。 また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	予定していません。
23		自家発補給電力の契約はございますか。 また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
24		弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
25		開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてくださいませ。	落札後10日以内に、入札を公示した札幌市のWebサイトで、落札者と入札に参加した全ての業者名と入札価格を公開します。また、落札者について契約公報にも記載します。
26		弊社は郵送にて入札に参加する予定ですが、再度入札となった場合に辞退をする場合は、再度入札辞退届の提出の必要はございますか。また、再度入札辞退届は、「入札書」の金額欄に「辞退」と記入したものを提出するという形でよろしいでしょうか。	本件入札は送付による入札なので、再入札の場合は、郵送等の時間を考慮して再入札の期日を設定します。再入札を辞退する場合は、再入札に入札書を提出しなければよく、入札参加資格を失います。 なお、入札書に辞退と記入して提出した場合は、入札無効として取り扱います。 いずれも不利益はありませんが、外形上での違いがあります。
27		国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等の電気料金関連事業が実施された場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますがご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。